

就学奨励費「新入学児童生徒学用品・通学用品購入費」

「学用品・通学用品購入費」の申請の際の提出書類について

令和4年度から提出書類が変更となります。

「学用品・通学用品購入費」等について、保護者等が支給の対象となる学用品・通学用品を購入した場合、支弁区分認定がⅠ段階の世帯は実費の全額、Ⅱ段階の世帯は実費の半額を、年間支給限度額まで支給します。

令和4年度から「学用品・通学用品購入費」、「新入学児童生徒学用品・通学用品購入費」等の申請の際の提出書類について、以下のとおり変更となりますのでお知らせします。

記

1 「学用品・通学用品購入費」等の申請の際の提出書類（令和4年度から）

(1) 「各経費（※）の受給にかかる申請書」

（「学用品・通学用品」の品目、購入金額、購入日等を記載した申請書）

※各経費・・・「学用品・通学用品購入費」、「新入学児童生徒学用品・通学用品購入費」

(2) 「購入申立書」・・・領収書類（レシート等）を紛失して御家庭にない場合に提出 領収書類（レシート等）がある場合は提出の必要はありません。

〔「購入申立書」に購入金額を証明するもの（チラシ、パンフレット等）を添付〕

（参考）

＜令和3年度までの「学用品・通学用品購入費」等の申請の際の提出書類＞

① 「各経費（※）の受給にかかる申請書」

※各経費・・・「学用品・通学用品購入費」、「新入学児童生徒学用品・通学用品購入費」

② 「レシート提出台紙」〔領収書類（レシート・領収書等）を貼付した書類〕

③ 「購入申立書」・・・領収書類（レシート等）を紛失して御家庭にない場合に提出

〔購入金額を証明するもの（チラシ、パンフレット等）を添付〕

2 「学用品・通学用品購入費」等の申請手続きの方法（令和4年度から）

① 「学用品・通学用品」の領収書類（レシート・領収書・宅配業者の代金引換払 領収書・ATM利用明細票等）を御家庭で保管

② 領収書類を根拠に、「申請書」に「学用品・通学用品」の品目、購入金額、購入日等を記入

③ 「申請書」（「学用品・通学用品」の品目、購入金額、購入日等を記載した申請書）を学校に提出（領収書類については、学校への提出は不要）

＜ 留意事項（重要） ＞

① 「申請書」に記載した「学用品・通学用品」の領収書類（レシート・領収書・宅配業者の代金引換払 領収書・ATM利用明細票等）は、御家庭で保存する必要があります。

② 「申請書」の記載内容を確認するため、学校から領収書類の提示又は提出を求める場合があります。

（裏面に続きます）